

議案第38号

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約を変更する協議について

鳥取県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び同組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

鳥取県町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

別表中「八頭東部衛生施設組合」を「八頭東部環境施設組合」に、「北条町・羽合町・泊村中学校組合」を「羽合町・泊村中学校組合」に、「西伯町ほか二か町清掃施設管理組合」を「西伯町ほか二か町清掃施設管理組合
関金町倉吉市中学校組合」に改める。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第二百八十六条第一項の規定による許可を受けた日から施行する。ただし、別表中「北条町・羽合町・泊村中学校組合」を「羽合町・泊村中学校組合」に改める改正規定は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この規約のうち、別表中「八頭東部衛生施設組合」を「八頭東部環境施設組合」に改める改正規定は、平成五年一月十三日から適用する。